

市第7号議案

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正  
地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月23日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月横浜市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人木々の会の項及び特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例別表特定非営利活動法人木々の会の項及び特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会の項の規定は、これらの規定に規定する特定

非営利活動法人に対して同表の右欄に掲げる期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

提 案 理 由

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を取り消すため、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（抜粋）

（上段 改 正 案）  
（下段 現 行）

別 表

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例 第29条の4の3第2項の期間
特定非営利活動法人木々の会	旭区鶴ヶ峰二丁目9番地の 9	平成26年1月1日から 平成31年6月30日まで
特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会	中区真砂町3丁目33番地	平成26年1月1日から 平成31年6月30日まで
（省 略）		